

## 豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、特殊詐欺被害等防止機器の普及を促進することにより、特殊詐欺被害等の未然防止を図り、もって市民が安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において特殊詐欺被害等防止機器とは、特殊詐欺被害及び執拗な勧誘などによる消費者被害並びに無言電話やいたずら電話などの迷惑行為を未然に防止することを目的に製造された、次の各号に掲げるいずれかの機能を有する固定電話機に取り付ける機器（当該機能を備えた固定電話機を含む。）をいう。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発し、かつ通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- (2) 迷惑電話番号データベース（警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるものをいう。）に登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否又はランプ等で警告表示する機能

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録され、現に居住している市民で、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 世帯主
  - (2) 豊田市税を滞納していないこと。
  - (3) 過去にこの要綱に基づく補助金又は他の地方公共団体による同種の補助金の交付を受けていないこと（その属する世帯の世帯員を含む。）。
  - (4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助対象者としなない。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新品の特殊詐欺被害等防止機器1台の購入に要した費用とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、補助対象経費としなない。

- (1) 配送料、手数料、付属品の追加に係る費用
- (2) 付随するサービスへの加入や利用に係る費用

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、7,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 特殊詐欺被害等防止機器は、住民基本台帳法により記録されている補助対象者の住所地に設置すること。

(2) 特殊詐欺被害等防止機器を良好な状況で保持する等、常に適正な維持管理に努めること。

(交付申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、特殊詐欺被害等防止機器を購入した日の属する年度の3月31日(同日が市役所の閉庁日であるときは直前の開庁日)までに、豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書

ア 領収書の宛名は、申請者又は申請者と同一世帯に属する者の氏名であること。

イ 写しによる提出を認める。この場合において、領収書の原本に補助金で使用した旨の情報(補助金名、申請日等)を追記してあること。

(2) 特殊詐欺被害等防止機器の機能が確認できるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付を受けようとする特殊詐欺被害等防止機器が、公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録に記載のある機器である場合においては、前項第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(交付の決定の可否等)

第9条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号。以下「確定通知書」という。)又は豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な補助対象者の審査に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳を閲覧及び豊田市税の収納状況を確認することができる。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者は、請求書に補助金を振り込む口座情報が確認できる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助金により取得した特殊詐欺被害等防止機器を、購入した日から起算して3年経過するまでは、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書きにより特殊詐欺被害等防止機器を処分し収入があったときは、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第4条の要件を満たしていないことが判明したとき

(2) 第11条の規定に違反したとき

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載するなど不正な行為があったとき

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

(補助金の返還)

第13条 前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(電子システムの利用)

第14条 第8条第1項及び第10条第1項の規定にかかわらず、申請者は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により交付申請、実績報告及び補助金の請求をすることができる。

(関係書類の保存)

第15条 申請者は、交付申請に係る領収書を、交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第16条 市長は、申請者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

豊田市長 様

|              |             |     |   |
|--------------|-------------|-----|---|
| 申請者<br>(世帯主) | 郵便番号        | 〒   | — |
|              | 住所          |     |   |
|              | フリガナ<br>氏 名 |     |   |
|              | 自宅の電話番号     | ( ) | — |
|              | 日中の連絡先      | ( ) | — |

(購入者が世帯主でない場合に記入) ※申請者と同一世帯に属する者に限る

|     |             |  |
|-----|-------------|--|
| 購入者 | フリガナ<br>氏 名 |  |
|     | 申請者との関係     |  |

豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書

豊田市補助金等交付規則第4条及び第10条並びに豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容

|  |                  |               |         |
|--|------------------|---------------|---------|
| (1) 補助対象経費（購入に要した費用）                               |                  | 金             | 円       |
| (2) 補助金交付申請額 ((1)×1/2)<br>※上限 7,000 円、1,000 円未満切捨て |                  | 金             | , 000 円 |
| 特殊詐欺被害等<br>防止機器                                    | 製造会社名            |               |         |
|  | 機器の型式            |               |         |
|  | 機器の種別（該当機器を○で囲む） | 外付け機器 ・ 固定電話機 |         |
|  | 購入年月日            | 年             | 月 日     |
| 特殊詐欺被害等防止機器を設置した電話番号                               |                  | ( )           | —       |

2 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書
- (2) 特殊詐欺被害等防止機器の機能が確認できるもの※
- (3) その他市長が必要と認める書類

※（公財）全国防犯協会連合会の優良防犯電話推奨品目録に記載のある機器であれば、省略可

# 誓約書兼同意書

下記の誓約事項及び同意事項を確認の上、□にチェック（✓）してください。

## 【誓約事項】

- 申請者は、豊田市税を滞納していません。
- 購入した特殊詐欺被害等防止機器は、申請者が居住する住宅に設置します。
- 購入者は、申請者又は申請者と同一世帯に属する者です。
- 申請者及び同一世帯の世帯員は、過去にこの補助金（他市区町村の同様の補助金を含む。）の交付は受けていません。
- 申請者及び同一世帯の世帯員は、同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていません。
- 購入した特殊詐欺被害等防止機器は、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 補助金の交付を受けた後、補助金交付決定を取り消された場合は、速やかに補助金を返還します。
- 特殊詐欺被害等防止機器を購入した後に生じた特殊詐欺等による損害について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 交付申請に係る領収書を、交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保存し、市からの求めがあった場合には提出します。

## 【同意事項】

- この書類等により市が入手した個人情報に関し、他の自治体との情報共有及びこの補助金の目的の範囲内において使用されることに同意します。
- この補助金の交付事務に必要な補助対象者の審査に関し、市担当者が申請者に係る住民基本台帳を閲覧すること及び豊田市税の収納状況を確認することに同意します。
- 市が実施する特殊詐欺被害等防止機器の利用状況等に関する調査に協力します。

年 月 日

申請者氏名

---

豊安発第 号  
年 月 日

様

豊田市長

印

豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金につきまして、豊田市補助金等交付規則第5条及び第11条並びに豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定し、補助金額を確定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金確定額 円
- 3 補助金交付の条件
  - (1) 特殊詐欺被害等防止機器は、住民基本台帳法により記録されている申請者の住所地に設置すること。
  - (2) 特殊詐欺被害等防止機器の機能を良好な状況で保持する等、常に適正な維持管理に努めること。

豊安発第 号  
年 月 日

様

豊田市長

印

豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金につきまして、豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記理由により不交付を決定しましたので通知します。

記

不交付の理由